

## 産業廃棄物処理計画書

2025年6月25日

福山市長 様

提出者

住所 広島県広島市中区中町6-13

氏名 株式会社穴吹工務店 広島支店

支店長 松川 秀三

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-205-5384

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社穴吹工務店 広島支店
--------	----------------

事業場の所在地	広島県広島市中区中町6-13
---------	----------------

計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1、2のとおり**

①事業の種類	総合工事業
--------	-------

②事業の規模	広島支店全体：元請完成工事高 ¥9,241,518,000 福山市内のみ：元請完成工事高 ¥3,785,000,000
--------	--

③従業員数	20名
-------	-----

④産業廃棄物の一連の処理の工程	※産業廃棄物の発生⇒運搬及び処分を委託 ■廃プラスチック類：選別し再生プラスチック・固形燃料等として再生。再生不可分は安定型処分場に廃棄。 ■木くず：選別し燃料チップ・再生建材等として再生。再生不可分は焼却し管理型処分場に廃棄。 ■紙くず：選別し有償売却。不可分は焼却し管理型処分場へ廃棄。 ■金属くず：切断し有償売却。 ■段ボール：圧縮し有償売却。 ■石膏ボード：破碎・選別・焼成し石膏へ再生。 ■コンクリートくず・破片、がれき類：選別し再生砕石として再生。再生不可分は安定型処分場に廃棄。
-----------------	---

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1、2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1、2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b> <span style="color: red;">別紙1、2のとおり</span>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(2024年度)実績量

計画：今年度(2025年度)計画量

単位:トン/年

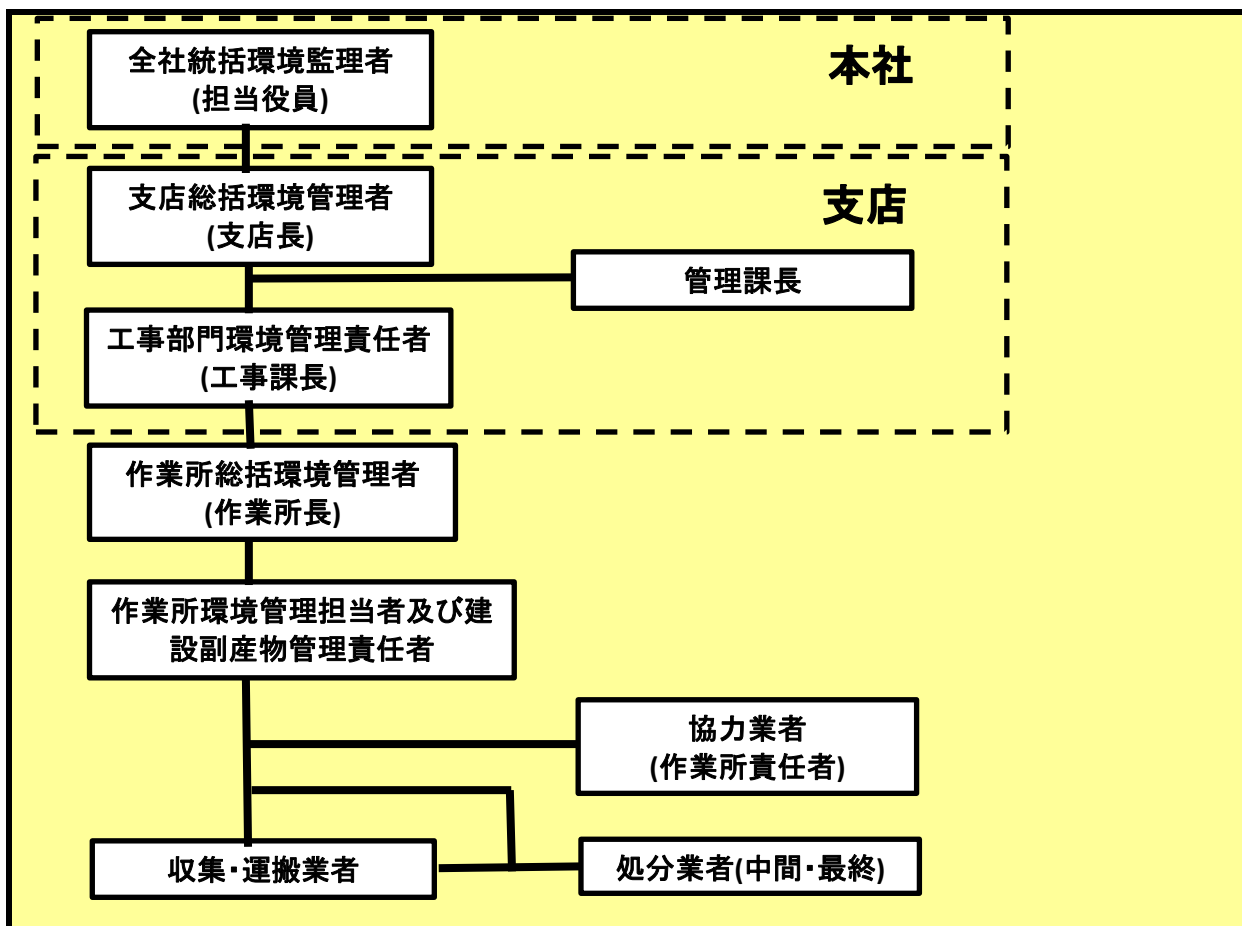
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	37.26	32.60										37.26	32.60	35.91	31.42	37.26	32.60			
紙くず																				
木くず	40.55	35.48										40.55	35.48	0.00	0.00	38.50	33.68			
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	11.30	9.88										11.30	9.88	0.00	0.00	11.30	9.88			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	1.48	1.30										1.48	1.295	1.48	1.30	0.00	0.00			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
アスファルト・コンクリート破片	11.84	10.36										11.84	10.36	0.00	0.00	11.84	10.36			
無機性汚泥	3089.90	2703.66										3089.90	2703.66	0.00	0.00	0.00	0.00			
コンクリートくず	159.00	139.12										159.00	139.12	0.00	139.12	159.00	139.12			
石膏ボード	15.47	13.53										15.47	13.53	12.18	10.65	15.47	13.53			
コンクリート破片	124.02	108.52										124.02	108.52	0.00	0.00	124.02	108.52			
合計	3490.83	3054.45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3490.83	3054.45	49.57	182.49	397.40	347.69	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4R運動(Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)を各現場毎に取り組み作業所全体で削減意識を高める。</li> <li>・資材の発注管理により余剰品や過剰在庫を抑える。</li> <li>・廃棄物の分別により、有価物処理の実施。</li> <li>・使用資材の梱包材の減量化の推進。</li> <li>・水濡れによる再生利用不可廃棄物の低減。</li> </ul>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記事項の継続実施。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>各作業所において、コンクリート塊・アスコン塊・木くずの特定建設資材を基本に、その他がれき・陶磁器・コンクリートくず・紙くず・段ボール・廃プラスチック類・金属くず・石膏ボードなどに分別を実施。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>上記事項の継続実施。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施予定なし。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施予定なし。</p>

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施予定なし。

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底し実績ある産業廃棄物処理業者に収集運搬・処理を委託する。 1. 中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 2. 各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 3. 電子マニフェストを通し、各委託業者の管理・監視の徹底
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記事項を継続実施。

管理体制図

